

再入学

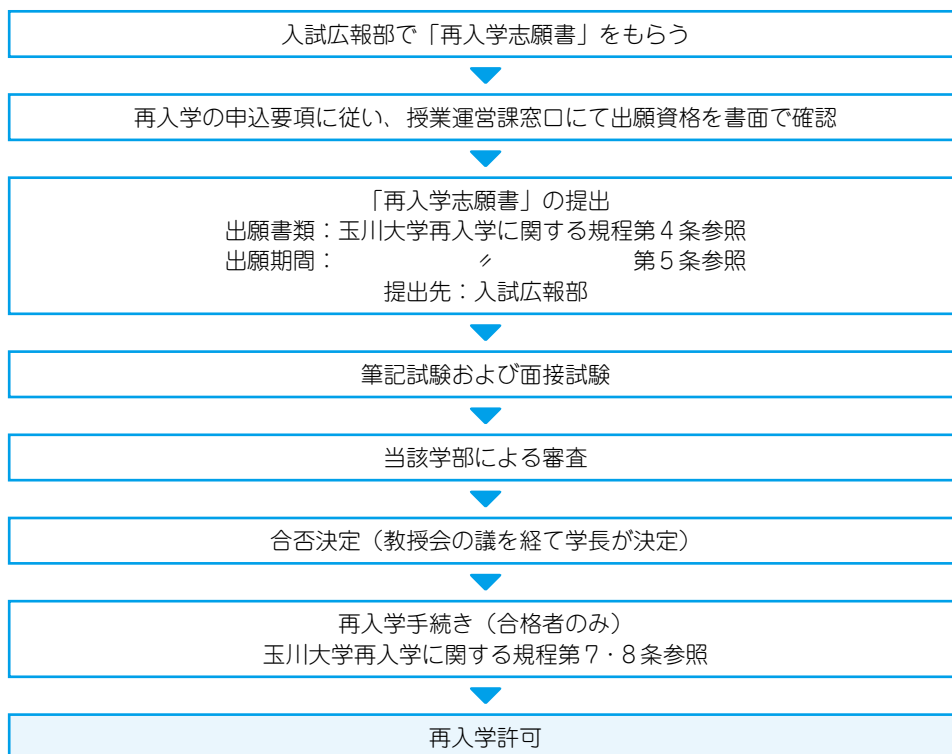
退学/除籍

☞ p.34 ~ 35

玉川大学を途中で退学（依願退学）した者、あるいは除籍（授業料未納による除籍者）となった者が、再入学を希望する場合、欠員がある場合に限り選考の上、許可することがあります。

《再入学の流れ》

玉川大学再入学に関する
規程 ☞ p.286



●再入学出願資格

玉川大学学則

☞ p.278 ~ 285

■ 再入学の資格を有する者

退学日または除籍日の次セメスターの開始日から再入学日までの期間が半年以上10年以下の者で、以下のいずれかに該当する者

- (1) 依願退学者（学則第30条）
- (2) 授業料等未納による除籍者（学則第38条第3項）

*ただし、未納分の学費を完納することが条件（再入学に関する規程第9条）

■ 再入学の資格を有しない者

- (1) 在学中に2回以上学習継続条件の警告を受けた者
- (2) 懲戒による退学処分者（学則第37条）
- (3) 最長在学年数の規程により、退学した者（学則第9条）
- (4) 再入学した後、退学または除籍された者

●修業年限

学習継続条件

☞ p.64

再入学学生の修業年限は、退学または除籍以前の在籍年数と通算して4年とし、在学年数も退学または除籍以前のそれと通算して8年を超えることはできません。